

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第180号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 三ふっ化窒素

第3条第2項第2号中「車両総重量が8,000キログラム以上,最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上のもの」を「道路交通法第3条に規定する大型自動車又は中型自動車」に改め,同項第3号中「車両総重量が8,000キログラム未満,最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの及び同法」を「道路交通法第3条に規定する普通自動車(以下「普通自動車」という。)及び道路運送法」に,「運送の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満,最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの」を「運送の用に供する自動車のうち普通自動車」に改める。

第8条第5項第3号中「自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に,「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改める。

第9条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第13条中「新車の」を「新車(第8条第4項各号及び同条第5項各号に掲げる自動車に限る。)の」に改める。

第34条本文中「地球環境・エネルギー政策監」を「環境政策局長」に改める。

附 則

この規則は,平成26年4月1日から施行する。ただし,第2条に1号を加える改正規定は,平成27年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)